

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

### 事実及び理由

#### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

#### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社に雇用され、運転手として運送業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、トラックに乗務中、昼食を買うためコンビニエンスストアに寄り、同店駐車場から県道へ右折して出るため停車していたところ、後退進行してきた乗用車に追突され、負傷した（以下「本件災害」という。）。  
請求人は、同月〇日、C病院を受診し「腰椎捻挫、腰椎骨折の疑い、右下腿打撲症」と診断され、療養の結果、同年〇月〇日をもって治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が、治癒後、障害が残存するとして、障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

#### 第3 当事者の主張の要旨

##### 1 請求人

（略）

##### 2 原処分序

(略)

#### 第4 爭 点

請求人に残存する障害が、障害等級第14級を超える障害に該当する障害であると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人に残存する障害は障害等級第12級であると主張するので、以下検討する。

###### (2) 神経症状について

ア 右股関節から右足中指の裏側にかけての痺れについて、D医師は、「L1／2右側優位のヘルニアがあり、右神経根の圧排による」と述べ、E医師も、要旨、「画像所見からL1～5においてヘルニアを認め、そのため下肢に痺れが生じている」と意見している。

以上のことから、決定書理由に説示するとおり、請求人には、腰椎椎間板ヘルニアによる右神経根圧排に起因する右下肢の広い範囲に神経症状が残存しており、これは障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」に該当するものであると判断する。

イ 右股関節部及び右下肢可動時に生じる右股関節部から右足中指の裏側にかけての疼痛について、D医師は、「腰椎、下腿に明らかな骨折なし」、疼痛の原因について「診察時に右股関節痛の訴えがないため不明」と意見しており、また、右下腿の圧痛にかかる医学的原因については、「MR Iの検査結果からヘルニアがあり、右神経根の圧排により痛みが出ることもある」と回答するにとどまっている。

さらに、E医師は、疼痛の原因について「自訴する右股関節痛とヘルニアとの因果関係は認められないと考える」、「自訴する右足可動時に生じる右股関節から右中趾裏側までの痛み、右臀部圧迫時の右股関節痛もヘルニアとの因果関係は認められないものと考える」と述べ、F医師も「画像所見から

は、腰のヘルニアから右股関節及び右股関節から右足中指の裏側にかけての痛みが生じることは考えられない。交通事故と股関節の痛み及び右股関節から右足中指までの疼痛は関係がない」、「痛みは自覚症状であり、本件災害により強い痛みが生じていると医学的に特定することはできない。痛みが生じている原因は分からぬ。」と述べている。

そうすると、決定書理由に説示のとおり、請求人の主張する疼痛については、その原因が医学的に明らかではなく、本件災害により症状が出現したものであるとは認められないので、障害補償の対象として評価することはできないものと判断する。

### (3) 機能障害について

下肢機能測定表によれば、請求人の右股関節の可動域は、健側に比して3／4以下に制限されていることが認められ、また、診断書によれば、請求人の右足関節の可動域は、健側に比して3／4以下に制限されていることが認められる。しかしながら、本件災害は、コンビニエンスストアの駐車場から県道に出ようとして停止していた請求人が乗車するトラック（中型貨物自動車）に、第二当事者が運転する普通乗用車が極めて低速で後退進行ってきて、当該乗用車のテールランプ付近が請求人のトラックの後部バンパーに接触したことから、請求人のトラックの後部バンパーがわずかに損傷し、当該乗用車はテールランプが若干損傷した程度の軽微な事故であった。

そうすると、仮に右股関節及び右足関節に可動域制限が認められるとしても、これは本件災害に起因して生じたものと認めるることは困難であり、当該可動域制限と本件災害との関連を示す医学的根拠を見いだすこともできないことから、当該可動域制限を請求人に残存する障害として評価することはできない。

## 3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。